

農 村 整 備 課

居川ため池の整備が完了しました！

県営農地整備事業（経営体育成型）「寺脇地区」（五島市岐宿町）は、平成29年度から55.2haのほ場整備に着手し、令和5年度までに約43.6haの整備が完了しています。

今回、用水源のひとつとなっている居川ため池の整備完了により、ほ場へ安定した用水供給が可能となりました。

居川ため池完成状況



居川ため池内堤側状況



【寺脇地区の概要】事業量：区画整理 A=55.2ha
事業工期：H29～R9（予定）

林 務 課

～森林所有者の皆様へ～

令和6年4月1日から相続登記申請が義務化されました

☆相続登記の申請を忘れずに行いましょう☆

令和6年4月1日から、相続によって不動産（森林）を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請を行うことが義務化されました。

また、相続等によって森林を取得した場合は、面積にかかわらず取得後90日以内に市町の長に届出が必要です。今後の森林整備の更なる推進や森林所有者情報の精度向上に相続登記等の確実かつ円滑な推進が大切になりますのでご協力をお願いします！！

- 森林の相続登記についてもっと詳しく知りたい
 - 所有する森林は市町の長へ届出が必要なのか知りたい
 - そもそも自分の所有する森林がどこにあるかわからない
 - 森林を今後どのように管理してよいかわからない等
- お困りごとがありましたら下記連絡先までご相談ください



五島振興局林務課 TEL：0959-72-2094
新上五島町駐在 TEL：0959-52-4650